

津山市体育施設使用料金表

令和元年10月1日改定

津山市草加部グラウンド照明施設

区分	1時間まで基本料金	1時間を超える場合は30分ごとに追加料金
全灯使用	570円	280円
4分の1灯使用	150円	70円

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し物で使用する場合は、第1項から第6項までの規定により算定した額の2倍とする。
- 2 入場料を徴収する場合の各施設の使用料は、野球場にあっては最高入場料金の100人分に相当する額を、その他の施設にあっては最高入場料金の30人分に相当する額を第1項から第6項までの規定により算定した額に加算して得た額とする。